

令和4年度危険物安全週間

◆期間◆

令和4年6月5日（日）～6月11日（土）

◆危険物安全週間とは◆

危険物安全週間は、平成2年消防庁により制定され、以来毎年6月の第2週（日曜日から土曜日までの1週間）に各種事業が実施されています。

◆危険物推進標語◆

「一連の確かな所作で無災害」

▶危険物とは

消防法で定められているもので、一般的に次のような危険性を持った物品をいいます。

1. 火災発生の危険性が大きい
2. 火災拡大の危険性が大きい
3. 消火の困難性が高い

* 私たちの身近なものでは、ガソリン・灯油・油性塗料等があります。



今日、石油類をはじめとする危険物は、事業所等において幅広く利用されるとともに、国民生活に深く浸透し、その安全確保の重要性は益々増大しています。

このため、事業所における自主保安体制の確立を呼びかけるとともに、広く国民の危険物に対する意識の高揚と啓発を図ることとしたものです。危険物を適切に取り扱い、事故防止に努めましょう。



【お問い合わせ先】

川越地区消防局 予防課保安担当

所在 川越市神明町48番地4

電話 049-222-0744

メール yobou@119kawagoechiku.jp



消毒用アルコールの 安全な取扱いについて

今般の新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、
消毒用アルコールを使用する機会が増えています。
消毒用アルコールは火気により引火しやすいため、
次のことに注意してください。

- 1 **火気**の近くでは**使用しない**。
- 2 **通風性の良い場所**で扱う。
- 3 容器は、**直射日光や高温の場所を避ける**。
- 4 容器を**落下**させたり**しない**。
- 5 容器に詰め替えるときは、**漏れに注意**。
- 6 詰替えた容器に消毒用アルコールや「火気厳禁」等の**注意事項を記載**。

火災予防に、ご協力お願いいたします。

セルフ式のガソリンスタンドを安全に利用するために

◎案内に従い駐車！エンジンOFF！

矢印などの誘導に従い、白線などで示された場所に停車し、必ずエンジンを停止しましょう。

◎スタンド内は安全運転で！

急発進、急ハンドルは危険です！

スタンド内は、様々な機器や他の顧客の車もあり、運転には十分な注意が必要です。急発進、急ハンドルは避け、誘導がある場合は、誘導に従いましょう。

◎静電気除去シートにタッチ！

私たちの体には静電気が帯電しています。この静電気の火花が給油口から出てくるガソリンの可燃性蒸気に引火する事故が発生しています。

給油キャップを開ける前に、静電気除去シートに触れ、静電気を除去してから給油を始めましょう。

◎正しい操作で給油を！

給油ノズルは、給油口の奥まで差し込み、レバーを確実に握り、給油を行いましょう。

◎注ぎ足し給油をしないで！

自動車等の燃料タンクが満タンになると、オートストップ（満量停止装置）が作動し給油は自動的に停止します。

オートストップ作動後の注ぎ足し給油は、燃料が給油口から吹きこぼれることがあり、大変危険ですのでやめましょう。

◎給油キャップの置き忘れ注意！

給油キャップをしめ忘れたまま走行すると、給油口からガソリン等の燃料やその可燃性蒸気が漏れるおそれがあり危険です。給油が終わったら給油キャップの閉め忘れに注意しましょう。

◎ガソリン携行缶には入れられません！

セルフ式のガソリンスタンドでは、顧客自らがガソリン携行缶に燃料を入れる行為は禁止されています。それ以外にも、「火気厳禁」等、安全に使用するための注意事項が表示されています。これらのことを守り安全に給油作業を行いましょう。